

津山市立北小学校Webページガイドライン

- 1 ガイドラインの趣旨 第1条 このガイドラインは、津山市立北小学校（以下 本校という）における Web ページでの情報発信に関し、必要な項目を定めるものとする。
- 2 目的 第2条 Web ページは、本校の教育活動および研究活動を広く知らせ、理解と協力を得るために発信することを目的とする。
- 3 Web ページ作成責任者 第3条 本校の Web ページに掲載された情報の責任者は、学校長とする。
第4条 学校長の管理の下に「学校情報委員会」を組織し、Web ページを作成したりチェックを行ったりする。
- 4 ネットワーク運営委員会の責務 第5条 Web ページ作成にあたり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 公的な機関を代表した教育目的での情報発信であることを十分認識して記事を作成・掲載することとし、すべての掲載情報について、学校長の承認を得た上で発信する。
 - (2) 個人情報を取り扱う場合には、本ガイドラインに示された事項を守る。
 - (3) Web ページ作成にあたり、次のような内容が掲載されることのないように十分に注意する。
 - ・法令および公序良俗に反する内容
 - ・営利を目的とする内容
 - ・第三者の著作権その他の権利を侵害する内容
 - ・第三者を誹謗・中傷したり差別したりすることにつながる内容
 - ・その他学校から不特定多数に対して発信する情報として不適当だと判断される内容
- 5 個人情報の保護 第6条 Web 上に情報を発信する際には、児童の個人情報を保護しなければならない。
 - (1) 個人情報とは、その児童個人が特定できる情報（氏名、住所、電話番号、出席番号）やその児童に関する情報（成績、身体的特徴、家庭環境、健康状態）を指す。個人情報は、いかなる場合でも掲載しない。
 - (2) Web 上に個人が特定できる情報、あるいは作品・作文等の知的所有物を発信する際には、児童本人、保護者および学校長の承諾を得なければならない。
 - (3) Web 上の写真は、個人が特定できない集合写真等を掲載することを原則とする。個人が特定できる写真を掲載する場合は、本人および保護者の同意を得て、氏名と一致しないように配慮して掲載する。なお、写真の掲載については、毎年度、保護者に対して、文書で確認をとるものとする。
 - (4) 本人、保護者もしくは学校長から発信内容の訂正や取り消しの要請を受けた場合、速やかに発信内容を変更しなければならない。
 - (5) 個人あるいは組織、団体から本校の発信内容に関する指摘を受けた場合は、速やかに校内で協議し、学校長の指示のもと適切な処置をとらなければならない。

6 リンク

第7条 本校 Web ページに対する他からのリンクは、教育目的なものについては、ネットワーク運営委員会で協議し、学校長が承認する。また、著作権表示を明確にし、本 Web ページの記事・写真など一切の無断転載を禁止する旨を明記する。

第8条 本校 Web ページから他のページへのリンクは、教育効果や研究活動を十分配慮し設定するものとする。有害情報が含まれると判断されたページへのリンクは設定しない。

7 ガイドライン 第9条

(1) このガイドラインの変更は、学校長の判断と全職員による協議により、よりよい Web 発信を目指して常に検討が加えられなければならない。

(2) 本ガイドラインは、平成 23 年 4 月 1 日から実施するものとする

※このガイドラインは倉敷市立帯江小学校のガイドラインを許可を得て参照させていただきました。